

大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準

昭和六十三年一月三十日

山口県告示第八十一号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第五条の二第一項及び第三項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る総量規制基準を次のとおり定め、昭和六十三年二月一日から施行する。

大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準に関する告示(昭和五十二年山口県告示第八百四十一号)及び大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準に関する告示(昭和五十二年山口県告示第千六十六号)は、昭和六十三年一月三十一日限り、廃止する。

一 適用する地域

- (一) 昭和五十一年九月一日における宇部市の区域及び山陽小野田市のうち同日における小野田市の区域(以下「宇部小野田地域」という。)
- (二) 下松市、光市及び周南市の区域(光市にあつては昭和五十一年九月一日における光市の区域に、周南市にあつては同日における徳山市及び新南陽市の区域に限る。以下同じ。)(以下「周南地域」という。)
- (三) 岩国市及び玖珂郡和木町の区域(岩国市にあつては、昭和五十一年九月一日における岩国市の区域に限る。)(以下「岩国和木地域」という。)

二 適用する工場又は事業場

工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(次に掲げるばい煙発生施設を除く。別表第一において同じ。)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が一時間当たり一・〇キロリットル以上である工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)

- (一) 専ら他のばい煙発生施設の使用停止中に予備的に使用され、又は使用を廃止されたばい煙発生施設((二)に掲げるばい煙発生施設を除く。)
- (二) 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「政令」という。)別表第一の二九の項に掲げるガスタービン、同表三〇の項に掲げるディーゼル機関、同表三一の項に掲げるガス機関及び同表三二の項に掲げるガソリン機関で専ら非常時において用いられるもの

三 総量規制基準

総量規制基準は、別表第一の上欄に掲げる基準の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した硫黄酸化物の量とする。

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- (一) 原料 別表第二の上欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる原料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する。

(二) 燃料 別表第三の上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる燃料の量を同表の下欄に掲げる重油の量に換算する。

改正文(平成三年告示第六四号)抄

平成三年二月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五三四号)抄

平成十六年十月四日から施行する。

改正文(平成一六年告示第五七二号)抄

平成十六年十一月一日から施行する。

改正文(平成一七年告示第一六三号)抄

平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一八年告示第一三二号)抄

平成十八年三月二十日から施行する。

別表第一

(平三告示六四・平一五告示三六三・一部改正)

基準		算式
総量規制基準	Wi の値が零の場合	$Q = a \cdot W^b$
特別の総量規制基準	Wi の値が零でない場合	$Q = a \cdot W^b + 0.3a \{ (W + Wi)^b - W^b \}$
備考		
<p>この表において、Q、W、Wi、a 及び b は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Q 排出が許容される硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)</p> <p>W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量(Wi を除く。)(単位 四に定める換算方法により重油の量に換算したキロリットル毎時)</p> <p>Wi 特定工場等において昭和五十二年十月一日(次の表の上欄に掲げるばい煙発生施設にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる日。以下「基準日」という。)以後に設置の工事が着手されたすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量並びに特定工場等において基準日前に設置の工事が着手されたすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設で基準日以後に構造等の変更の工事が着手されたものを定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加する原料及び燃</p>		

料の量(単位 四に定める換算方法により重油の量に換算したキロリットル毎時)		
	ばい煙発生施設	基準日
	政令別表第一の一の項に掲げるボイラーで伝熱面積が十平方メートル未満のもの	昭和六十年九月十日
	政令別表第一の二九の項に掲げるガスタービン及び同表三〇の項に掲げるディーゼル機関	昭和六十三年二月一日
	政令別表第一の三一の項に掲げるガス機関及び同表三二の項に掲げるガソリン機関	平成三年二月一日
a 及び b 次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる定数の値とする。		
	地域	定数の値
		a
		b
	宇部小野田地域	三・三〇
	周南地域のうち下松市及び周南市の区域	三・三二
	周南地域のうち光市の区域	五・四〇
	岩国和木地域	四・〇〇

別表第二

原料の種類	原料の量	重油の量(単位リットル)		
		宇部小野田地域	周南地域	岩国和木地域
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	一・一〇	一・一〇	一・一〇
石油の精製の用に供する	一リットル		〇・〇四	〇・〇四

流動接触分解装置に投入される石油				
硫酸の製造の用に供する硫黄燃焼炉に使用される原料	一キログラム	〇・四〇		
硫酸の製造の用に供する硫化水素燃焼炉に使用される原料	一キログラム	〇・八〇		
廃棄物の焼却炉において処理される産業廃棄物	一キログラム	当該原料の量一キログラムの処理に伴い発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄含有率は〇・四パーセントとし、比重は〇・九四とする。)の量		
その他の原料				

別表第三

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位リットル)		
		宇部小野田地域	周南地域	岩国和木地域
原油	一リットル	〇・九五	〇・九五	〇・九五
軽油	一リットル	〇・九五	〇・九五	〇・九五
ナフサ	一リットル	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
灯油	一リットル	〇・九〇	〇・九〇	〇・九〇
石炭	一キログラム	〇・七〇	〇・七〇	〇・七〇
液化天然ガス	一キログラム	一・三〇	一・三〇	一・三〇
液化石油ガス	一キログラム	一・二〇	一・二〇	一・二〇
都市ガス	一キログラム	〇・五〇	〇・五〇	
オフガス	一キログラム	一・二〇	〇・五〇	〇・五〇
ナフサ分解ガス	一キログラム		〇・五〇	〇・五〇
その他の燃料	一リットル (固体燃料又は気体燃料又は気体燃料にあつては、一キログラム)	当該燃料の量一リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては、一キログラム)当たりの発熱量に相当する発熱量を有す		

	一キログラム)	る重油(一リットル当たりの発熱量は、 九、四〇〇キロカロリーとする。)の量
--	---------	--